

セキュリティ対策に関する遵守事項

この遵守事項は、藤沢市と事業者(以下「受託者」という。)が締結する契約(以下「本契約」という。)において、本契約に係る個人情報を取り扱うに当たり、受託者が遵守する事項を明示するものです。

1 個人情報を扱う端末について

- (1) ユーザごとにID・パスワード(アルファベットの大文字及び小文字の両方を用い、数字や記号を織り交ぜた8文字以上)を設定し、アクセス制限を設けること。
- (2) ワイヤロック等による盗難対策を行うこと。
- (3) 遠隔操作ロックによる端末紛失時の対策を行うこと。
- (4) 外部への情報の持ち出しに関する制御を行うこと。
- (5) ウイルス対策ソフトを導入すること。(インターネットに接続する場合は、常に最新のパターンファイルを適用すること)
- (6) 個人情報を記録したファイル等を保存する際は、パスワード(アルファベットの大文字及び小文字の両方を用い、数字や記号を織り交ぜた8文字以上)等による暗号化の対策を講じること。
- (7) その他必要に応じて情報漏えい対策を講じること。

2 個人情報を扱う作業場所等について

- (1) 機械警備、監視カメラ、有人監視、IDカード等によるセキュリティ管理を講じること。
- (2) 紙媒体や外部記録媒体等で個人情報を保管する際は、鍵のかかるキャビネット等に保管すること。
- (3) 個人情報が入った媒体等を運搬する際は、2人以上で行うこと。なお、配送業者を使って運搬する場合は、配送業者が提供するセキュリティサービス等を利用し、紛失・破損等があった場合に責任の所在を明確にしておくこと。
- (4) 都度不要になった時点で個人情報を復元不可能な状態に消去すること。
- (5) その他必要に応じて情報漏えい対策を講じること。

(以下余白)